

「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令案等(概要)」
にかかるパブリックコメントの集計結果

1. パブリックコメントの概要

- (1)意見募集期間:平成24年4月23日(月)～5月7日(月)
- (2)告知方法 電子政府の総合窓口、環境省ホームページ及び記者発表
- (3)意見提出方法 電子メール、郵送またはファックス

2. 意見件数

| FAX | メール | 郵送 |
|-----|-------|-----|
| 105 | 1,441 | 170 |

3. 意見提出者数

| 個人 | 団体 |
|-------|----|
| 1,713 | 3 |

| 意見内容 | 理由 | 御意見に対する考え方 | 意見数 |
|-----------|--|---|------|
| 改正省令案等に反対 | <p>『動物愛護管理のあり方検討報告書』で、「2. 動物取扱業の適正化」の「(1)深夜の生体展示規制」を鑑みると、例外を設けるまでもなく、動物を取り扱う“すべての業”に対して求められるべきであると考え。規制の抜け道を作るような特別扱いは一切せず、動物を展示する全ての業種を同様の扱いにしてほしい</p> <p>今回の規制時間は、犬ねこへの影響を考慮し設定したものである。「営業時間を夜8時までとすると、会社帰りに来店するリピーターが猫によって癒される機会を奪うものである」という猫カフェ側の主張は、「動物の福祉」本位ではなく、人間の都合によるものと考えざるを得ない</p> <p>猫カフェはあくまでも「一時的な楽しみ」を提供する商売であり、真の意味で生命を慈しむ動物愛護精神にはそぐわないものである。動物との健全な触れ合いを求めるのならば、ボランティア参加などの機会もある。そもそもこの業種自体が不健全なので、動物愛護法の改正における経過措置の必要性などない</p> <p>猫カフェにおいても猫の販売は可能であり、午後10時までの営業が認められれば、猫の販売業者が猫カフェの営業に参入することがありうる。規制に対する抜け道になることが懸念され、安易な動物の供給・遺棄につながりかねない。</p> <p>8時～20時までの展示時間も十分長いのでこれ以上長くするべきではない。</p> <p>正規のパブリックコメントでの、圧倒的意見を受け公布されたものに対し、今さら営利目的の業者からの反対意見を受けて経過措置など検討する必要などない。</p> <p>安易に猫カフェ業に参入することを防ぐため、廃業となった場合、行き場のない多くの猫が生まれ、殺処分となる可能性が大いにある</p> <p>猫は昼間より夜のほうが活発に活動するが、夜中ずっと起きているわけではなく、寝たり起きたりを繰り返して一日約15時間前後眠る動物である。たとえ猫が自由に動けても蛍光灯の下で不特定多数の人間に常にさらされるのはペットショップの展示と大差なく、明らかにストレスになる。</p> <p>猫は本来単独行動の習性をもつ動物であり、限られたスペースで多頭の猫が飼育され、長時間にわたり連続展示され、不特定多数の人間に触れられることは猫のストレスになる。</p> <p>夜行性の猫を夜間に狭いところに閉じ込めておくことが却って猫にストレスを与えることになることを適用除外の根拠としているが、営業時間外に閉じ込める必然性はなく、適用除外の根拠にはならない</p> | <p>今回の改正は、犬ねこの夜間規制のうち、「成猫が休息場所に自由に移動できる状態での展示」については、成猫の生態等に鑑みると一定の配慮が必要であるため、一定の経過措置期間を設けたものです。</p> <p>今後、本経過措置期間中に規制のあり方についてさらに検討を行い、適正な取扱いを推進してまいります。</p> <p>なお、長時間の犬及びねこの展示については、先の改正により、その途中において展示を行わない時間を設けることが義務づけられたところであり、本経過措置の間であつても対象事業者は当該規制の対象となります。</p> | 1218 |

| | | |
|---|---|--|
| | <p>個別の「業態」に対応するのは自治体の事務処理等、あらゆる面で非常に煩雑となり、またそれによって生じる混乱が懸念される</p> | |
| | <p>家畜化された歴史の長いイエネコは飼育下では周囲の環境や自分の生活サイクルに合わせる傾向が強く、「夜行性」ではなく、法令とその業者の業務実態に矛盾が生じている。</p> | |
| | <p>病気になったり、老いて引退した猫がどうなるかなど疑問が残る中で例外措置はおかしい。全ての猫カフェが福祉を考え、終生飼養をしているか、行政への報告義務と、行政による監視・監督するべき</p> | <p>すべての業者に報告を義務づける事は過大な負担となり難しいと考えます。</p> |
| | <p>動物の福祉を謳うのであれば、営業時間の延長だけではなく、店舗面積に対する個体数など環境について配慮すべき</p> | <p>飼養施設については、現行基準上「ケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するものであること」と規定されています。</p> |
| <p>そもそも猫カフェについては、夜間展示規制も経過措置も必要なく、規制対象から除外して欲しい</p> | <p>猫カフェでは、猫は広々とした室内で自由に行動でき、休みたいときに休み、遊びたいときに遊んでいる。隠れ場所も用意されており、休憩時間を区切る必要性が無い</p> | <p>261</p> <p>夜行性の個体であっても、夜は暗所で活動するのが本来の習性に合致するものであり、照明や店舗内の音楽、顧客との接触等により、当該動物に一定の影響を与えるものであると考えます。そのため、一定の展示規制が必要であり、それは他の動物取扱業と猫カフェとで異なるものではないと考えます。</p> |
| | <p>特に夜間は活動が活発になり、夜間規制をして狭いケージに閉じ込める時間が増えると、却ってストレスを与える</p> | |
| | <p>猫カフェの経営で一番大事な事は猫が快適であることなので、そもそも猫にストレスを与えるような管理はしていないし、そのような業者は自然淘汰されている</p> | |
| | <p>猫カフェによっては、猫にストレスを与えないように、利用者に対し厳しいルールを課している</p> | |
| | <p>猫カフェは住宅事情等から猫を飼えない愛猫家が足を運ぶ希少な場所であり、動物愛護の観点からも必要な場所である</p> | |
| | <p>猫カフェによっては、野良猫の保護や保健所からの引き取り、譲渡の手助けをしているところもある</p> | |
| | <p>ペットショップのような動物の販売業と猫カフェのような動物の展示業を同列に規制すべきでなく、分けて考えるべき</p> | <p>動物に対する影響を考えた場合、展示行為を行う主体の違い(販売業者、展示業者又は貸出業者による影響の違い)はないため、販売業者、貸出業者、展示業者全てを対象としました。</p> |
| <p>改正省令案等に基本的には賛成だが、猫カフェについて夜間の展示時間規制は必要ない</p> | <p>店によってはケージに入っている時間が長くなったり、無人の時間が増えるなど、逆に猫達のストレスが増加する可能性がある</p> | <p>261</p> <p>動物愛護管理法では、営業時間外においても、動物取扱業者に対し飼養する動物の適正な管理が求められています。</p> |
| | <p>猫カフェのような業者に対しては、時間の規制よりも設備面やケア面での強化が必要</p> | <p>設備や管理の基準については、「動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」に別途定められています。</p> |
| | <p>閉店時間を早める事によって経営が圧迫されれば、却って猫の餌代や医療費などを捻出できなくなり、猫の飼養環境が悪化する恐れがある</p> | <p>今回の規制時間は、人間のライフスタイルに合わせて設定したものではなく、犬猫への影響を考慮し設定したものです。</p> |

| | | | |
|---|--|--|----|
| | 一般的な展示業において、午前8時からの営業というのは考えがたく、移動や休憩が自由な環境にある個体、特に成猫は、成長の過程において生活スタイルが確立されているため時間規制をかけるならば総展示時間で規制すべき | 総展示時間については、現在の知見等に基づき具体的な数値基準を設けるのが困難であるため、今回の改正において、具体的な時間を設定することは見送りました。なお、長時間の犬及びねこの展示については、先の改正により、その途中において展示を行わない時間を設けることが義務づけられたところであり、これは猫カフェを含め、全ての販売・貸出・展示業者が対象になります。 | |
| 改正省令案等に賛成 | 猫カフェの猫は、20時～22時ぐらいまでが一番のびのび生き生きしている。猫の生態を理解した経営者が、適正に飼養する状況であれば、22時までの延長案は妥当と考える | 案のとおり成猫の自由に移動できる状態での夜間展示については、2年間の経過措置をもうける事とします。 | 50 |
| 夜行性の動物であるネコに関しては、夜間の営業だけ認めるべき。できない場合は、従来の規定通り、午後8時までの営業とするべき | ネコが夜行性動物であることを規制緩和の理由にするならば、夜間だけの営業にするべきで昼間の営業は控えるべき。ネコが夜行性である理由が適切でないならば、従来の規制通り午後8時までの営業とするべき。 | | 12 |
| 猫カフェは保護動物の里親探しを目的とする場合と里親として引取り、家族として適正な飼育をしている場合(成猫のみ)のみ営業を許すべき。いずれも展示時間は4時間未満とし、何時～何時という規制は必要ない | 営利目的のみの猫カフェでは、純血種がもてはやされる可能性が高く、動物福祉の充実も難しいことが予想される | | 4 |
| 猫カフェそのものに反対 | 不特定多数の人間に触れられることは、動物にとって好ましくない 時間を延長すればペットショップ業者が参入し、猫カフェを舞台に販売が行われるようになる 人間の一時的な楽しみを提供する営利目的の商売で、人によっては動物への責任を負わず、ただ可愛いがりたいたい時だけ可愛がるという無責任な考えを増長する危険がある 人間の満足、ストレス解消をなにも分からない動物たちに肩代わりさせるのは勝手すぎる | 今回の改正は、犬ねこの夜間規制のうち、「成猫が休息場所に自由に移動できる状態での展示」については、成猫の生態等に鑑みると一定の配慮が必要であるため、一定の経過措置期間を設けたものです。今後本経過措置期間中に規制のあり方についてさらに検討を行い、適正な取扱いを推進してまいります。 | 4 |
| 22時までではなく23時までの延長にして欲しい | 猫カフェの猫が活発に活動する時間は17時～23時くらいまでのため | | 2 |
| 夜間営業のために展示時間を遅くするなら、日中の展示開始時間も同じだけ遅らせるべき | 猫カフェのように猫の縄張りに不特定多数の人間が入り出す環境は猫にストレスを与えるものであり、その時間が営利のために長時間、長期化することは好ましくない | | 3 |
| 犬猫だけでなく、ほかの動物も規制対象にすべき。 | 犬猫とほかの動物を分ける理由がわからない。昨今のペット事情をみると、もっと状況を把握し、細分化が必要だと思う。 | 6/1から施行されるの夜間展示規制においては、取扱量の多さ、一定の科学的知見の存在、人との接触可能性の多さ等から、対象を犬及びねこに限定しています。対象動物の拡大や細分化については、今後の規制措置の実施状況も踏まえ検討させていただきます。 | 5 |
| 改正省令案等に基本的には賛成だが、幼猫の展示規制を1歳以上ではなく生後6ヶ月以上とすべき | 生後6ヶ月もすると体格は成猫並となり、先住猫とのコミュニケーション形成もできる頃であるため | 幼齢個体と成体との区別をはっきりさせるために成猫(1歳以上のねこをいう)としました。 | 3 |
| 猶予期間が長すぎる | 猶予期間も客と午後8時以降は触れ合うことができないようにするべき。動物の身体、精神衛生上休息が必要。2年間の根拠が曖昧。もっと早く実行できるのではないか | 経過措置の期間については、ねこが自由に移動できる状態で行う成猫の展示の方法、施設、管理等について検討していくために必要と考えられる期間を設定しました。 | 3 |